



島根県報

平成21年7月3日（金）

第2,099号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の所在地変更の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称及び所在地変更の届出	（ " ）	3
障害者自立支援法の規定による指定自立支援医療機関の名称の変更	（障 害 者 福 祉 課）	4
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	4
県営土地改良事業の工事の完了	（ " ）	4
保安林予定森林（2件）	（森 林 整 備 課）	5
保安林の指定施業要件の変更	（ " ）	6
大規模小売店舗立地法附則第5条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項 の変更の届出	（中 小 企 業 課）	6

【公 告】

管理美容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会の指定	（薬 事 衛 生 課）	8
土地地区画整理組合の理事の氏名及び住所の変更の届出	（都 市 計 画 課）	8
都市計画事業の認可	（ " ）	9

【特定調達公告】

抗インフルエンザウイルス薬購入に係る随意契約の相手方等	（ " ）	9
新型インフルエンザ対策用個人防護具購入に係る随意契約の相手方等	（ " ）	10

【正 誤】

平成19年11月9日付け島根県報第1,930号中	（道 路 維 持 課）	10
平成21年1月13日付け島根県報第2,050号中	（ " ）	10
平成21年6月5日付け島根県報第2,091号中	（河 川 課）	11
平成21年3月23日付け島根県報号外第34号中	（警 察 本 部）	11

告 示

島根県告示第500号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療法人 創仁会 安部整形・形成外科医院	松江市南田町25番地1	平成21年 5 月31日
メディカルカウンセリングセンター 福田クリニック	松江市学園南二丁目12番5号 HOYOパークサイドビル1F	平成21年 6 月30日
比津が丘松井薬局	松江市比津町472-1	平成21年 4 月30日

島根県告示第501号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町 2862番地1	訪問リハビリテーション	第二寿生苑	出雲市大津町3620 番地1	平成21年 5 月15日
医療法人 壽生会	出雲市上塩冶町 2862番地1	介護予防訪問リハビリテーション	第二寿生苑	出雲市大津町3620 番地1	平成21年 5 月15日
社会福祉法人 高田会	隠岐郡隠岐の島 町都万1791-1	介護予防通所介護	住吉デイサービスセンター	隠岐郡隠岐の島町 都万1791-1	平成19年 4 月6日
社会福祉法人 神門福祉会	出雲市芦渡町 826番地1	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護 かんどの里	出雲市神門町13番 地6	平成21年 6 月1日

島根県告示第502号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 7 月 3 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		廃止する事業	事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	

有限会社 新寿荘	松江市玉湯町玉造 337番地	通所介護	さくら介護湯玉造 温泉新寿荘	松江市玉湯町玉造 337番地	平成21年6月30日
有限会社 新寿荘	松江市玉湯町玉造 337番地	介護予防通所介護	さくら介護湯玉造 温泉新寿荘	松江市玉湯町玉造 337番地	平成21年6月30日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	居宅療養管理指導	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	介護予防居宅療養管理指導	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	訪問リハビリテーション	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	介護予防訪問リハビリテーション	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	訪問看護	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日
医療法人 弘生堂	大田市仁摩町仁万 862-1	介護予防訪問看護	医療法人 弘生堂 須田医院	大田市仁摩町仁万 1493	平成21年4月13日

島根県告示第503号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する 事業	事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地		
				変更前	変更後	
益田市	益田市常盤町 1番1号	介護予防 支援	益田市指定介護予防支 援事業所	益田市駅前町 17番1号	益田市常盤町 1番1号	平成21年4月1日

島根県告示第504号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する 事業	事業所				変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称		所 在 地		
			変更前	変更後	変更前	変更後	
有限会社 ケ アサポートこ とぶき	松江市浜乃木 五丁目2番23 号	居 宅 介 護 支 援	ケアサポー トことぶき	松江ケアブ ランセンタ ー	松江市浜乃木 五丁目2番23 号	松江市学園南 二丁目1番5 号	平成21年5月20日

島根県告示第505号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の名称の変更の届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指 定 自 立 支 援 医 療 機 関		所 在 地	自 立 支 援 医 療 の 種 類	変 更 年 月 日
名 称				
変 更 前	変 更 後			
太田脳神経外科クリニック	医療法人社団太田脳神経外科クリニック	松江市砂子町196-3	精神通院医療	平成19年 7月1日
医療法人社団八杉胃腸科内科医院	医療法人社団やすぎクリニック	浜田市下府町69-1	精神通院医療	平成20年 7月9日
比津が丘松井薬局	比津が丘まつい薬局	松江市比津町472-1	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成21年 5月1日

島根県告示第506号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

大田市富山町才坂土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

監事

細貝 裕二 大田市富山町才坂290-1

竹下 満 大田市富山町才坂149-2

2 就任年月日

平成21年4月25日

3 退任した役員の氏名及び住所

監事

竹下 満 大田市富山町才坂149-2

細貝 裕二 大田市富山町才坂290-1

島根県告示第507号

次に掲げる県営土地改良事業の工事は完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事 業 名	完了年月日

島根県告示第508号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町都川1112-1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第509号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町上川戸506、507、510、511、512-2、513、541-1、747-1、747-7、747-24、748、749-3、749-4、751-4、764-1、765、766-1、766-2、768、770から772まで、775-2、850

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第510号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
鹿足郡吉賀町柿木村椈谷670-21、670-29、670-38
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び吉賀町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第511号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 届出の概要
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
横田蔵市 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所
協同組合 横田ショッピングセンター 代表理事 森田 俊寛 島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地
有限会社 サンコーブ雲南 代表取締役 高橋 潔 島根県雲南市木次町里方1088番地6
 - (3) 変更しようとする事項
 - ア 大規模小売店舗の名称
(変更前) 新横田ショッピングセンター
(変更後) 横田蔵市
 - イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛
(株) 長谷川商店	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏
安郷畜産	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1851-3	安郷 弘泰
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛

時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町下横田1098-2	諏訪 幸次
(有) 小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946-2	小林 和子
リカーショップ蔵市	島根県仁多郡奥出雲町大馬木959-1	安部 フジエ
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西 由企夫
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久
(有) サンコーブ雲南	島根県雲南市木次町里万1088番地6	高橋 潔
(変更後)		
(有) アーム	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛
(株) 長谷川商店	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	植田 宏
安郷畜産	島根県仁多郡奥出雲町大馬木1851-3	安郷 弘泰
(有) 横田商業開発	島根県仁多郡奥出雲町下横田84番地	森田 俊寛
時計メガネ宝石の諏訪	島根県仁多郡奥出雲町下横田1098-2	諏訪 幸次
(有) 小林薬局	島根県仁多郡奥出雲町横田946-2	小林 和子
リカーショップ蔵市	島根県仁多郡奥出雲町大馬木959-1	安部 フジエ
ユーユー横田蔵市店	島根県仁多郡奥出雲町三成207	川西 由企夫
(有) おもちゃのタマキ	島根県出雲市平田町1319-29	玉木 輝久
(有) サンコーブ雲南	島根県雲南市木次町里万1088番地6	高橋 潔
(有) コスモ21	島根県仁多郡奥出雲町下横田136-2	藤原 一利

ウ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,585.0平方メートル

(変更後) 2,758.7平方メートル

エ 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 287台

(変更後) 260台

オ 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前) 100台

(変更後) 46台

カ 荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 155.2平方メートル

(変更後) 177.7平方メートル

キ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前7時00分～午後8時00分

(変更後) 午前6時00分～午後8時00分

(4) 変更する年月日

平成22年2月19日

2 届出年月日

平成21年6月18日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

奥出雲町地域振興課(仁多郡奥出雲町三成358-1)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

公 告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項及び美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定により、管理理容師資格認定講習会及び管理美容師資格認定講習会を次のとおり指定する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 主催者の名称及び住所

財団法人 理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明3丁目1番地25

2 会場の運営及び設営の窓口となる事務所の名称及び所在地

財団法人 理容師美容師試験研修センター中国ブロック事務所
広島県広島市中区紙屋町1丁目2番27号

3 講習日程

第1日 平成21年10月19日
第2日 平成21年11月2日
第3日 平成21年11月9日

4 申込書の配布及び受付期間

配布 平成21年7月28日から平成21年8月17日まで
受付 平成21年8月19日から平成21年9月1日まで

5 講習会場

くにびきメッセ
島根県松江市学園南1丁目2番1号

6 受講料

1人18,000円

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、東出雲町出雲郷西土地区画整理組合理事長錦織邦雄から次のとおり理事の氏名及び住所の変更の届出があつたので、同条第2項の規定により公告する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 変更前の理事の氏名及び住所

周藤重雄 八束郡東出雲町大字出雲郷1740番地

2 変更後の理事の氏名及び住所

岸本卓三 八束郡東出雲町大字出雲郷1739番地

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定により、都市計画事業の認可の告示（平成21年中国地方整備局告示第73号）があったので、同法第66条の規定により、都市計画事業の施行について次のとおり公告する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 都市計画事業の種類及び名称

益田都市計画道路事業3・5・5号中島染羽線

2 施行者の名称

島根県

3 事務所の所在地

益田市昭和町 益田県土整備事務所

4 事業地

(1) 収用の部分 島根県益田市駅前町及び常盤町地内

(2) 使用の部分 なし

特 定 調 達 公 告

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 物品等の名称及び数量

抗インフルエンザウイルス薬（オセルタミビルリン酸塩製剤75mg）

タミフルカプセル75 100カプセル（P T P） 備蓄用 3,610箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

平成21年5月18日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

中外製薬株式会社 東京都北区浮間五丁目5番1号

5 随意契約に係る契約金額

69,593,580円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成21年7月3日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 物品等の名称及び数量
 新型インフルエンザ対策用 個人防護具 16,520組
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 島根県健康福祉部薬事衛生課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
 平成21年5月19日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 日本船舶薬品株式会社広島営業所 広島県広島市中区上幟町11番3号
- 5 随意契約に係る契約金額
 48,568,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続
 随意契約
- 7 随意契約とした理由
 地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定による。

正 誤

平成19年11月9日付け島根県報第1,930号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤		正	
3	島根県告示第909号の表中	4.00～ 15.75	4,847.00	4.00～ 70.00	4,730.00
		4.00～ 15.75	4,847.00	4.00～ 70.00	4,730.00

平成21年1月13日付け島根県報第2,050号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤				正							
6	平成20年12月24日付け島根県報号外第164号の正誤中	県道	御津東生馬線	松江市鹿島町北講武858番1地先から同862番1地先まで	55.00	平成20年8月8日	松江県土整備事務所	県道	松江鹿島美保関線	松江市鹿島町佐陀本郷1533番7地先から同642番3地先まで	70.00	平成20年12月24日	松江県土整備事務所

平成21年6月5日付け島根県報第2,091号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から3	283.81平方メートル	238.81平方メートル

平成21年3月23日付け島根県報号外第34号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から1	第11号を削る。	第11号を削り、第12号を第8号とする。